



## マラケシュ通信 6 (2016年11月18日 モロッコ・マラケシュ)

### COP22/ CMP12/ CMA1 が閉会

11月7日から開催されていた気候変動枠組条約第22回締約国会議(COP22)、京都議定書第12回締約国会合(CMP12)、11月15日に開催されたパリ協定第1回締約国会合(CMA1)は、11月18日午後11時50分(マラケシュ時間)、COP22、CMP12、CMA1の決定を採択して終了しました。

COP22とCMA1の決定では、2018年までにパリ協定のルール作りの交渉を終えることになり、2018年の促進的対話についても、来年5月の補助機関会合で協議を行い、COP23で進捗状況が報告されることになりました。

途上国が要求していた適応基金をパリ協定に移行させることも決まり、年間1,000億ドルの中期の資金についても、適応への拠出のスケールアップや資金規模の拡大を視野に入れたワークショップを、2017年と2018年に開催することも決定されました。

2020年パリ協定は、順調にその歩みを開始したと言ってよいと思います。

閉会総会では、交渉官の誕生日を祝うパッピーバースディを合唱するハプニングもありました。

### 気候脆弱国連合

11月18日、気候脆弱国連合(CVF)がコミュニケ<sup>1</sup>を発表しました。

CVFは、気候変動の悪影響に脆弱な国々でつくる国際的なパートナーシップで、気候変動問題に取り組み、ともに行動する南南協力のためのプラットフォームとして機能しています。

最初にCVFの会合が開かれたのはCOP15コペンハーゲン会議を控えた2009年11月で、11カ国の閣僚級がモルディブに集まってスタートしました。以来、地球温暖化問題への協力と知見を培ってきました。参加国はアフリカ、アジア、カリブ海諸国、ラテンアメリカ諸国および太平洋の国々計47カ国です。

今日発表されたコミュニケで、CVFは今世紀半ばまでに再生可能エネルギー100%にコミットするとしています。国連の気候変動交渉に参加している国のおよそ4分の1に相当す

<sup>1</sup> <

<http://climate.gov.ph/15-press-release/173-climate-vulnerable-forum-s-newly-adopted-vision-and-communicue>>

る数の国が、再生可能エネルギー100%を宣言したことは歴史的なことだと思います。

## COP23 はフィジーが議長国

COP23 は 2017 年 11 月 6 日から 17 日まで、フィジーが議長国になって開催されることになりました。COP23 の順番はアジアで、インドネシアとフィジーが手を挙げていましたが、フィジーに決まりました。ただ、フィジーでは会議場やホテルなどが不足していることから、開催場所はドイツのボンになります。小島しょ国が COP の議長国になるのは初めてです。

また 2018 年の COP24 の議長国はポーランドに決まりました。ポーランドで開催されるのは、COP14 のポズナニ、COP19 のワルシャワに続いて 3 回目になります。これまで COP を 3 回開催した国はありません。ポーランドはエネルギーを石炭に依存しており、どちらかという気候変動問題には消極的な国です。NGO の間からは、すでにブーイングが出ています。

## CASA 声明

CASA は、11 月 18 日、OP22 の会場から以下の声明を発表しました。

### COP22・CMP12・CMA1 CASA 声明

### 始まった、歴史的なパリ協定の歩み！

2016年11月18日（モロッコ・マラケシュにて）  
地球環境市民会議（CASA）

11 月 7 日から開催されていた気候変動枠組条約第 22 回締約国会議（COP22）、京都議定書第 12 回締約国会合（CMP12）、11 月 15 日に開会したパリ協定第 1 回締約国会合（CMA1）は、11 月 18 日午後 11 時 50 分（マラケシュ時間）、決定を採択して終了した。

パリ協定は、工業化以前からの平均気温の上昇を 2°C を十分に下回り、1.5°C 未満に向かう努力を継続することを目的とし、21 世紀後半に温室効果ガスの排出を実質ゼロとする脱炭素社会の構築を目標とする歴史的な合意である。そのパリ協定が、合意から 1 年足らずで発効し、ここマラケシュでその歩みが始まったことを、心から歓迎したい。

もとより 2°C や 1.5°C 未満の達成や脱炭素社会の構築は容易なことではなく、パリ協定の目的や目標を実現するためには、エネルギー政策や社会経済システムの抜本的な改革が必要である。

このマラケシュで開催された COP22 と CMA1 の任務は、パリ協定の実施に関するルールについての交渉を開始し、ルール作りの交渉スケジュールに合意することであった。COP22 と CMA1 の決定では、2018 年までにパリ協定のルール作りの交渉を終えることになり、2018 年の促進的対話についても、来年 5 月の補助機関会合で協議を行い、COP23 で進捗状況が報告されることになった。パリ協定は順調にその歩みを開始したと言ってよい。

会議 3 日目の朝、温暖化懐疑論者であり、パリ協定からの離脱を公言するトランプ次期米大統領の誕生という衝撃的なニュースが飛び込んできた。トランプ次期大統領が今後どのような行動に出るかは不明であるが、2001 年にブッシュ大統領が京都議定書交渉から離脱した当時とは、状況がまったく変化している。再生可能エネルギーの普及は爆発的に進み、自治体や企業などの取り組みも急速に進んでいる。何よりも中国などの新興国がその発言力を強め、相対的にアメリカの発言力は低下している。これまで、気候変動問題に関する交渉が進展してきたのは、IPCC に代表される科学と市民の関心の高さである。科学に裏付けられた交渉は大きく後戻りすることはなく、また市民の関心の高さが交渉を前進させてきた。その意味でも、トランプ次期大統領の影響は極めて限定的であり、またそうしなければならない。

気候変動問題が、私たちの子や孫の将来世代の健全な生存に関わる問題である以上、どんなに困難であっても、失望したり、諦めたりすることは許されない。パリ協定の実現に向けた活動を、ここマラケシュから始めようと思う。世界の仲間と共に。

**発行:地球環境市民会議(CASA)**

〒540-0026 大阪市中央区内本町 2-1-19 内本町松屋ビル 10-470 号室

TEL: +81-6-6910-6301 FAX: +81-6-6910-6302

早川光俊 +81-90-7096-1688、QYJ06471@nifty.ne.jp

土田道代 +81-90-4299-8646、tsuchida@casa.bnet.jp

#これまでの通信は、以下のサイトをご覧ください

<http://www.bnet.jp/casa/cop/cop.htm>

#CASA の facebook ページ

<https://www.facebook.com/ngocasa1988>